

## 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画(第2次)の素案について

### 1 趣旨

現在の「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」の最終年度が令和5年度であることから、社会情勢の変化などを踏まえた改定を行い、障害者による文化芸術活動の一層の推進を図るため、次期計画を策定する。計画期間は、令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)までの5年間。

### 2 計画(第2次)素案のポイント

#### (1) 社会情勢の変化等(P.5)

令和5年12月に「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」の制定が予定されていることに伴い追記する。

#### (2) 基本目標(P.16)

「施策の方向性2 つながる(文化芸術活動を通じた社会参加の促進)」に変更。

※骨子案での御意見を踏まえ、障害の有無にかかわらず、人と人がつながる社会を目指すとし、「つなげる」から「つながる」に変更する。

#### (3) 施策展開の大切な観点(P.17)

施策を展開する上での大切な観点として、「子ども・子ども・子ども」を設定。

※骨子案での御意見と滋賀県基本構想実施計画を踏まえ、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流が、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となることから、施策展開の大切な観点として追加する。

#### (4) 評価指標と施策の展開(P.19～)

##### ア 親しむ

障害のある人の文化芸術活動の機会の充実を図る指標として、「文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っているとする障害者の割合」等、インクルーシブな文化芸術の推進を図る指標として、「県と一緒に、鑑賞サポートを行うなど障害の有無にかかわらず誰もが楽しめる文化芸術プログラムに取り組んだことがある市町数」を設定する。また、「障害の有無にかかわらず、すべての子どもが楽しめる文化芸術鑑賞の推進」や「大阪・関西万博における文化芸術鑑賞の機会の提供」などに関する施策を展開する。

##### イ つながる

障害者の文化芸術活動を通じた社会参加の促進を図る指標として、「滋賀県芸術文化祭(参加事業含む)のうち、障害者の文化芸術活動を発表した事業の来場者数」を設定し、「障害者の文化芸術作品の魅力発信」や「障害者文化芸術作品をアート市場や他分野への活用、作品そのものの評価につなげる仕組みづくり」などに関する施策を展開する。

##### ウ 支える

地域の障害者文化芸術の推進を図る指標として、「滋賀県芸術文化祭参加事業のうち、障害者の文化芸術活動を発表した事業数」を設定し、「障害者の文化芸術を支える仕組みづくり」などに関する施策を展開する。

### 3 スケジュール

#### (1) これまでの経過

- 令和5年6月9日 県政経営幹事会議（骨子案）
- 12日 県政経営会議（骨子案）
- 30日 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会（骨子案）
- 7月10日 教育・文化スポーツ常任委員会（骨子案）
- 8月17日 滋賀県文化審議会（骨子案）
- 11月2日 県政経営幹事会議（素案）

#### (2) 今後の予定

- 令和5年11月8日 県政経営会議（素案）
- 11月10日 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会（素案）
- 12月15日 教育・文化スポーツ常任委員会（素案）
- 県民政策コメントの実施（素案）
- 令和6年1月 県政経営幹事会議・県政経営会議（原案）
- 2月 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会（原案）
- 滋賀県文化審議会（原案）
- 3月 教育・文化スポーツ常任委員会（原案）
- 計画策定・公表